相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区西都賀三丁目一二二九番地の一七四、最後の住所千葉市若葉区西都賀一丁目二番一三―二〇一号

被相続人　亡　守田　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号

北野京葉ビル四階せんのは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広山　相徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市新井三丁目二一番、最後の住所千葉県市川市新井三丁目二一番一六号

被相続人　亡　吉野　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

千葉県市川市八幡二―六―一五川長ビル四階

相続財産管理人　弁護士　上野　雅威

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市宮下町一丁目五番地六、最後の住所埼玉県川越市小仙波町五丁目一五番地四

被相続人　亡　関口　正鑌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

事務所東京都港区新橋二丁目一六番一号ニュー新橋ビル三一三B法律事務所カガワ

相続財産管理人　弁護士　香川　一雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区金港町八番地一〇、最後の住所横浜市保土ケ谷区神戸町五四番地二ライオンズマンション天王町第二―四〇六号

被相続人　亡　水野　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階

相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市浄明寺五丁目三八一番地二、最後の住所神奈川県鎌倉市浄明寺五丁目一一番一四号

被相続人　亡　池田辰一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

横浜市中区不老町二―一―一〇　Ｌ．Ｓビルディング二階

相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市南町二丁目四番、最後の住所新潟県長岡市南町二丁目四番二〇号

被相続人　亡　丹沢　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

新潟県長岡市南町二丁目五番二九号、事務所新潟県長岡市三和二丁目一〇番四号

相続財産管理人　片岡　富雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市長坂一丁目六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　市川　信利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

事務所岐阜県美濃加茂市太田町四一ワタケン・ビル二階　みのかも法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐久間良直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市美園町二丁目九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　後藤　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

事務所岐阜市金園町一―三―三クリスタルビル六階Ｂ　寺本和佳子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本和佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区小山二丁目四四五番地、最後の住所静岡県伊豆の国市韮山木一二〇番地の七

被相続人　亡　吉濱　雄介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

事務所静岡県沼津市御幸町一八番一三号

平澤ビル三階　駿河綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市唐臼町郷裏二六番地、最後の住所名古屋市瑞穂区雁道町一丁目二三番地

被相続人　亡　安達　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックス二階安井・宮田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮田　智弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大北山原谷乾町二二番地の九、最後の住所京都市中京区西ノ京上合町三二番地一ニューロイヤル一〇一号

被相続人　亡　山口　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

事務所京都市左京区岩倉三宅町三〇三番地

大西司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　大西　知輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市西宝町一丁目五八四番地、最後の住所高松市西宝町一丁目一六番三〇号

被相続人　亡　進戸　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

香川県高松市亀井町八番地一一Ｂ―Ｚ高松プライムビル八階　あかり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松井　創

第46期決算公告

平成24年9月6日

埼玉県川口市金山町5番8号

江口工業株式会社

代表取締役　江口　正史

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	508,114	流動負債	297,148
固定資産	586,053	固定負債	300,723
有形固定資産	506,050	**負債合計**	**597,871**
投資その他の資産	80,002	株主資本	496,295
		資本金	10,000
		資本剰余金	486,295
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	483,795
		（うち当期純利益）	（1,819）
		純資産合計	**496,295**
資産合計	1,094,167	**負債・純資産合計**	1,094,167